

議員提出意見書案第4号

日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定による別紙意見書を須賀川市議会会議規則（平成28年須賀川市議会規則第1号）第14条第2項の規定により提出します。

平成29年12月21日

生活産業常任委員長 相 楽 健 雄

須賀川市議会議長 佐 藤 瞭 二 様

日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書

広島と長崎にアメリカの原子爆弾が投下されてから 72 年を経た今年 7 月 7 日、核兵器禁止条約が採択された。

条約は、核兵器について破滅的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章、国際法、国際人道法、国際人権法に反するものであると断罪している。核兵器は、いまや不道徳であるだけでなく、歴史上はじめて明文上も違法なものとなった。

条約は、開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇に至るまで、核兵器に関わるあらゆる活動を禁止し、「抜け穴」を許さないものとなっている。

また条約は、核保有国の条約への参加の道を規定するなど核兵器完全廃絶への枠組みを示している。同時に、被爆者や核実験被害者への援助を行う責任も明記され、被爆国、被害国の国民の切望に応えるものとなっている。

このように、核兵器禁止条約は、被爆者とともに我々国民が長年にわたり熱望してきた核兵器完全廃絶につながる画期的なものである。広島と長崎への原爆投下に見られる核の惨禍を体験し、その経験から戦争放棄を定めた憲法を持つ日本は、核兵器の禁止に賛同し、推進の先頭に立つことが強く求められるため、日本政府が速やかに禁止条約に調印することを求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 29 年 12 月 日

福島県須賀川市議会議長 佐藤 暲 二

衆議院議長

参議院議長

宛